

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年8月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年9月20日から同年10月10日まで縦覧に供する。

平成29年9月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 氷谷原地区	三木町産業振興課
高松市香西土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鯉川地区	高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課